

## 「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」設置要領(案)

## (趣旨)

第1 東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、岩手県久慈市の可燃物を県内で処理(以下「広域処理」という。)するにあたり、広域処理に関する取組内容などの情報共有を図り、広域処理に関する施策を総合的に推進するため、「三重県災害廃棄物広域処理連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 広域処理に係る情報・取組の周知に関すること
- (2) 広域処理に係る風評被害の防止に関すること
- (3) その他広域処理の推進に必要なこと

## (組織)

第3 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 座長は、連絡会議の事務を総括し、本会議を代表する。

## (会議)

第4 連絡会議は、座長が招集し、議長は座長が務める。

2 座長は、必要に応じて、関係課長等に会議への出席を求めることができる。

## (専門部会)

第5 広域処理に関して専門的に検討する必要がある場合には、連絡会議に関係課長等で構成される専門部会を置くことができる。

## (事務局)

第6 連絡会議の事務局は、環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課に置く。

## (その他)

第7 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表 - 1

<連絡会議構成員>

役 職	構 成 員
座長	環境生活部 次長（廃棄物対策局）
	防災対策部 防災対策総務課長
	戦略企画部 戦略企画総務課長
	総務部 総務課長
	健康福祉部 健康福祉総務課長
	環境生活部 環境生活総務課長
	地域連携部 地域連携総務課長
	農林水産部 農林水産総務課長
	雇用経済部 雇用経済総務課長
	県土整備部 県土整備総務課長
	企業庁 企業総務課長
	教育委員会事務局 教育総務課長
	警察本部 警務課企画室長